

## 建設計画に係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

(庵治地区)

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部局	担当課	対応方針
庵治地区	1	子育てと仕事の両立支援について（病後児保育の充実）	平成24年度から高松型の幼児教育カリキュラムが策定され、幼保一体化の混合保育が予定されています。 核家族化が進み仕事を持つ子育て世代が増えている昨今、子どもの病気は大大分良くなったが保育施設へ行くのは難しい状況で、保護者が仕事を休めない場合、安心して預かってくれる病後児保育の充実を要望します。	健康福祉部	子育て支援課	現在、高松市内では、医療機関が開設している施設4か所（伏石町・寺井町・屋島西町・栗林町）に委託（病児対応）するとともに、直営施設（病後児対応）を1か所（牟礼町）運営しております。 次世代育成支援対策行動計画（高松市こども未来計画（後期計画））において、平成26年度末までに、1か所追加する計画がございますが、既存の施設との位置関係等を考慮し、新規委託先を選定することが必要となっております。
庵治地区	2	学校教育および保育の充実について	幼保一体化については、昨年から度々、説明会を実施されていますが、未だに保護者間では、不安感を抱いている方が多く見られます。保護者の不安解消のためにも、今後とも十分に説明会を実施されるよう要望します。 また、幼保一体化後の教職員の人数は、子どもたちの人数によって決まってくると思われませんが、特に0～3歳児の保育については、十分な人数を確保していただくとともに、幼稚園児の延長保育の実施についても柔軟な対応を検討していただきたい。 合わせて、小・中学校の児童数の減少に伴い、教職員の人数が、年々削減されていますが、ゆとり教育の取組みとして、部活動などの課外活動等を充実させるためにも、非常勤講師等の積極的な導入を要望します。また、複数担任制、少人数授業についても継続して充実を計るよう要望します。  なお、保育所移転後の施設の利用については、地域の子育て支援および子どもの居場所づくりの一環で、「あじ児童館」として利活用してはどうかと思われるが、今後の計画について、お聞かせ願いたい。	健康福祉部 教育委員会教育部	こども園運営課 学校教育課	庵治地区における幼保一体化の状況について、「庵治幼稚園・保育所一体化だより」を8月下旬に発行し、保護者だけでなく地域の方々にもお知らせしたところでございます。今後とも適宜、情報提供に努めてまいります。 0～2歳児の職員配置につきましては、国の定める保育士配置基準に基づいて配置しております。なお、3～5歳児クラスにつきましては、幼稚園児と保育所児童の混合保育を行いますことから、幼稚園教諭と保育士の複数担任制を予定しております。従来は職員配置基準よりも手厚い対応ができるものと考えております。 延長保育の実施につきましては、保護者負担との関係から困難かと存じます。 各学校の教職員の人数につきましては、学級数に応じた県の教職員定数に基づいて県が配置しております。また、少人数指導教員や非常勤講師などの教職員の増員についても、県が配置しておりますことから、県に要望してまいりたいと存じます。  なお、保育所移転後の施設の利用につきましては、児童館としての活用は現在のところ計画にございませんが、住民のニーズも踏まえ、有効な活用方法を検討してまいります。
庵治地区	3	防災対策と防災行政無線の整備拡充について	東日本大震災発生後、高松市では、南海・東南海地震の発生が懸念されているところですが、地震発生時の津波による浸水等が予想される指定避難所の見直し、また、避難後の備蓄物資等の搬入システム、その後の避難所の管理運営等についての方針をお聞かせ願いたい。  防災行政無線のデジタル化については、平成27年度に完結される予定であり、現在、屋外拡声機が聞き取り難い家庭に設置されている戸別受信機は、更新されないとお聞きしています。 また、庵治町内単独での放送もできなくなるとのことですが、これは、今後非常に問題があることと思われまます。 そこで、それらをカバーするための町内単独の放送設備の設置、および戸別受信機に代わる防災ラジオ等について、現在、検討中と聞いていますが、現段階の状況、今後の計画等の詳細について、お聞きしたい。	総務部	危機管理課 広聴広報課	【危機管理課】 地震発生時の津波対策として、沿岸部から離れ高台に避難することが重要であることから、現在、津波避難ビルの指定作業を行っております。現在の小学校の体育館等の指定避難所が津波災害に適さない場合には、校舎の上層階に避難することを検討しております。 また、防災行政無線のデジタル化に伴い、地域内の新しい放送体系につきましては、現行の体系に近いものと考えておまして、受信機は、防災ラジオタイプを検討しております。庵治町地域につきましては、平成25年度を整備予定年度としております。  【広聴広報課】 現在、「広報たかまつ」をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビ（自主データ放送を含む。）、また、メールマガジンや防災メールにより各種情報を発信しておりますが、平成23年からはパソコンや携帯電話からリアルタイムに情報を入手できる「ツイッター」を新たな情報発信ツールとして導入し、生活情報や防災情報などを配信しているところでございます。今後とも、各コミュニティ協議会の広報媒体を含め、さまざまな広報媒体を通じて、きめ細かい情報発信に努めてまいりたいと存じます。
庵治地区	4	小規模ため池の管理および防災対策について	現在、高松市には、約2,700余りのため池があると聞いています。農業者の減少や高齢化、また、それに伴う受益地の減少などにより、管理が難しくなってきた、既に管理放棄され、防災上危険な老朽化した小規模ため池が町内にも多く点在しています。 香川県においては、「県地域防災計画」を見直しし、「今すぐ対応する」事業の分類に、決壊した場合に甚大な被害が予想される貯水量10万トン以上の大規模ため池のハザードマップの作成支援を掲げています。 また、高松市における支援モデル事業としても、「ため池守り隊事業」を実施しているようですが、対象を用途地域内に限定しており、また、住宅等に近い周辺環境の維持目的として、実施していくようです。 そこで、高松市として、もっと、市内全域を見渡した広い視野で捕らえていただき、管理放棄され老朽化した個人所有のため池について、埋立等も含めた防災対策および今後のため池の維持管理について、考えをお聞きしたい。	産業経済部	土地改良課	受益地がなくなり管理放棄され防災上危険な貯水量1,000㎡未満の小規模ため池につきましては、市が事業主体となり、県の小規模ため池緊急防災対策事業を活用し、堤防の開削や洪水吐の切落しなどの防災対策を実施しております。 しかし、この事業の採択条件として池敷の所有が、市または自治会となっているため、地元コミュニティを始め、自治会の理解・協力を得る中で、この事業を積極的に活用していきたいと存じます。 また、採択条件である池敷の所有者に土地改良区も含むことや、ため池の埋立てが県条例で厳しく制限されていることについて、地域の実情も配慮した弾力的な運用ができるよう県に要望してまいりたいと存じます。  ため池の維持管理につきましては、ため池管理者において実施されておりますが、農振農用地内では、国の事業である農地・水保全管理支払交付金事業を活用し、地域の農家を中心に非農家を含めた活動組織において、ため池の草刈や清掃等を実施しております。 また、他の地区においても、地元コミュニティの協力を得る中で、地域の財産として管理していただきたいと存じます。